

## I 規制見直しの目的と背景

### ◆ はじめに

- ・屋外広告物は、様々な情報を提供し、利便性を高める機能を有するほか、建築物などと同様に景観を形成する重要な要素のひとつです。
- ・福井には美しい自然や歴史・伝統に培われた町並み、農村風景など優れた景観が数多くあり、県民一人ひとりが「ふるさと」に誇りを持ち、これらの景観を守り、育てることが必要です。
- ・福井県では、このような景観を「みんなのもの」と考え、県民共有の財産として良好な景観づくりを進め、美しいふるさと福井の景観を次代に継承します。

### ◆ 目的

- ・本県では、舞鶴若狭自動車道の全線開通や北陸新幹線の県内延伸など高速交通体系が進展し、今後、来県者の増加が見込まれることから、自然、歴史・文化や観光などの面において福井の魅力を高めていくことが重要となります。
- ・屋外広告物は、県民にとって必要な情報入手手段のひとつであり、設置場所やデザインによっては、まちの魅力を高める要素にもなりますが、県内における広告物の現状は、必要以上の大きさのものが過剰に設置され、周辺景観との調和が図られず、景観を損なう原因になっています。
- ・県民が「ふるさと」に誇りと愛着を持てるよう、ふくいの優れた自然、歴史景観や田園、里地・里山風景を保全し、良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物条例の設置基準を見直します。

### ◆ 背景

#### 1) 本県を取り巻く社会情勢

- ・北陸新幹線などの高速交通体系の進展に伴う来県者の増加
- ・福井しあわせ元気国体開催に伴う来県者の増加
- ・県内観光客入込数は復調（H26年福井県観光客入込数 1,132万人）
- ・情報入手手段の多様化による広告物の役割が変化（H25年インターネット利用率 82.8%）
- ・文化、教養施設、都市公園の利用者の増加
- ・人身事故に占める交差点事故の割合が高い（H26年 57.1%、全国ワースト13位）

#### 2) 景観意識の高まり

- ・景観と屋外広告物に関する県民意識の高まり  
「景観に関心がある」82% 「屋外広告物の規制強化が必要」85%（H26年県民アンケート調査）
- ・本県に訪れる観光客の主な目的は、「歴史・文化、自然景観」が多い

## II 良好な景観形成に向けた課題

### ◆ 屋外広告物の現状

#### 1) 現屋外広告物条例の規制状況

- ・県内を「禁止地域」、「許可地域」の2つに区分し、広告物の設置基準（高さ、大きさ）を定め制限
- ・「禁止地域」は、風致地区、史跡・名勝、公共施設の区域内や高速道路、幹線道路の沿線を指定し、規制

#### 2) 屋外広告物の設置状況

- ・史跡・名勝などの景勝地周辺と市街地が一律の基準となっており、周辺景観と調和しない看板が存在  
※地域特性に応じた細やかな規制になっていない
- ・広告物の設置基準が他県に比べ緩く、巨大な自家用広告物や過量な野立看板が増加

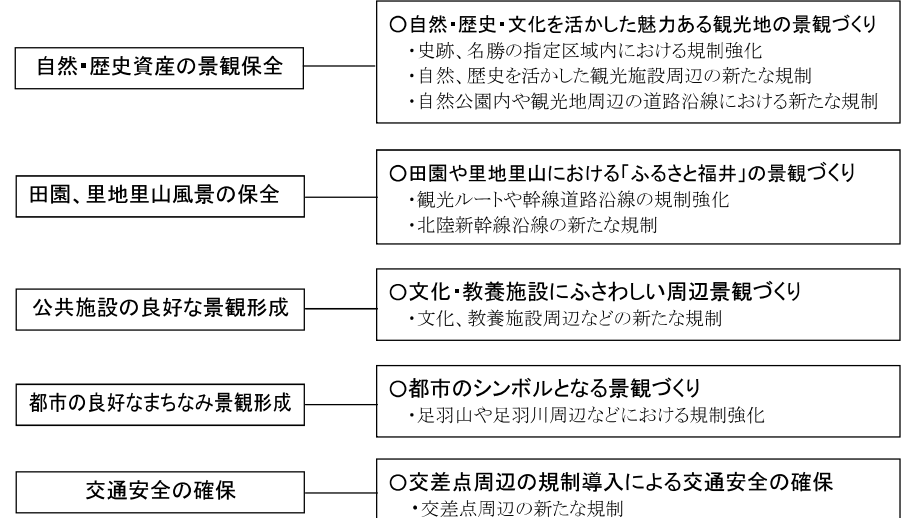
### ◆ 景観形成の課題

- 1) 史跡、名勝などの観光地周辺で屋上広告が眺望景観を阻害
- 2) 国定公園内の道路、幹線道路、観光ルート沿いで野立看板が乱立
- 3) 北陸新幹線開業を見越した野立看板の乱立が懸念（田園、里地里山風景を保全）
- 4) 郊外大型店舗の巨大な自家用看板や文化・教養施設周辺の野立看板が周辺景観を阻害
- 5) 都市のシンボルとなる自然景観（足羽山、足羽川など）を屋上広告が阻害
- 6) 交差点周辺に野立看板が乱立（交通安全の確保）

## III 基本方針

福井の優れた自然景観の保全を重点に置き、自然、歴史・文化を活かした観光地の魅力向上とふるさと福井の原風景の保全、快適な生活環境の向上を図るため、下記の5つの柱を基本方針とします。

### 《基本方針》



## IV 規制見直しの内容

規制見直しのポイント	主な見直し内容
○地域特性に応じたメリハリのある規制に細分化	・第1～3種禁止地域、特定制限地域、許可地域の5区分に設定 ※現在の設置基準を改正し、地域ごとに再設定
○良好な景観形成に向け、新たな規制を導入 ※新たに禁止地域を指定し、広告物設置を制限	① 県を代表する観光地の周辺 300m範囲（25箇所） ② 国定公園内や観光地周辺道路の 300m範囲（29路線） ③ 観光地へのアクセス道路や幹線道路の 300m範囲（33路線） ④ 北陸新幹線沿線の 500m範囲（30km） ⑤ 文化・教育施設の周辺 300m範囲（16施設）
○都市のシンボルとなる自然景観の保全に向け、新たな規制を導入	・足羽山・足羽川、西山公園周辺の一定区域 ※眺望できる屋上広告物の設置禁止
○交通安全確保に向け、新たな規制を導入 ※事故の危険性が危惧される信号交差点規制	・信号交差点周辺の一般・案内広告物の設置を禁止（618箇所） ※国道や県道の信号交差点

## V 既存不適格への対応

### ◆ 経過措置

- ・条例改正（案）により既存不適格となる広告物については、原則6年間の猶予期間を設定します。  
※許可地域での自家用広告物は、既存広告の変更、改造時に改正（案）を適用します。（塔型屋上広告は除く）  
※禁止地域での自家用広告物の総量面積規制は、既存事業所等には適用しません。（広告物毎の基準は適用）

### ◆ 推進体制

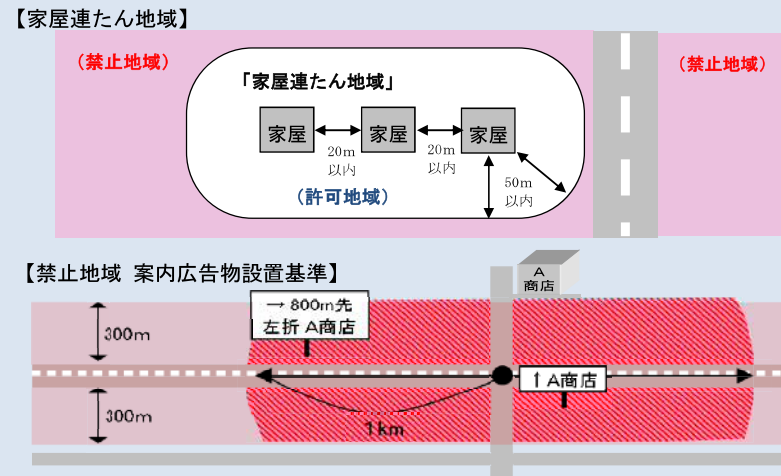
- ・福井県屋外広告物適正化推進会議を開催し、県、市町、民間事業者・団体が連携し、適正化を推進します。

# 福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し（案）概要

## 現行制度の概要

区分	禁止地域（景観の保全が必要な地域）	許可地域（その他の地域）
具体的地域	① 風致地区内 ② 伝統的建造物群保存地区内 ③ 自然環境保全地域内 ④ 史跡、名勝、文化財の区域内 ⑤ 都市公園の区域内 ⑥ 図書館など公共施設の敷地内 ⑦ 駅前広場の区域内 ⑧ 低層、中高層住居専用地域 ⑨ 高速道路、自専道路の両側500m ⑩ 主要国道、地方道等の両側300m	商業地域、工業地域、準工業地域など禁止地域以外の県内全域
自家用広告	屋上広告 ・高さ1.5m 広告板 ・高さ2.0m (敷地内総量面積) ・30㎡以内	屋上広告 ・高さ1.5m 広告板 ・高さ2.0m ・面積100㎡
案内広告	広告板 ・高さ1.0m ・面積30㎡ ・店舗等から1路線に1km以内で2個まで	広告板 ・高さ1.0m ・面積30㎡
一般広告	× 設置禁止	屋上広告 ・高さ1.5m 広告板 ・高さ1.0m ・面積30㎡

## 《 禁止地域における適用除外規定 》



## 規制基準見直しのイメージ

※ 赤枠は規制見直しの主なポイント

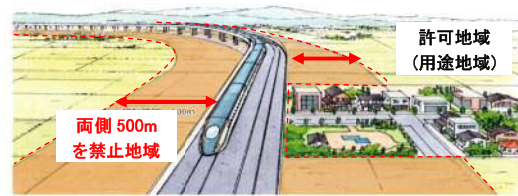
・景観特性を踏まえて現在の規制地域を5つに細分化し、地域区分に応じてメリハリがある屋外広告物規制を実施

禁止地域			許可地域	
第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	特定制限地域	許可地域
自然・歴史景観等を最優先に保全	観光地周辺等の魅力ある景観形成	田園や文化・教養施設等の快適な景観形成	市街地における特色ある景観形成	商業地域等における秩序ある景観形成
<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区内 (足羽山、足羽川、福井城址)</li> <li>史跡、名勝、文化財の区域内 (一乗谷朝倉氏遺跡、三方五湖など)</li> <li>伝統的建造物群保存地区内 (熊川宿、小浜西組)</li> <li>自然環境保全地域内</li> <li>都市公園の区域内</li> <li>図書館、博物館などの敷地内</li> <li>駅前広場の区域内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡、名勝、文化財の周囲300m (※ 養浩館庭園、丸岡城、吉崎御坊など 県を代表する観光地の周囲)</li> <li>国定公園内の道路や観光地周辺の道路の両側300m (※ 国道305号、国道162号など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路、新幹線の両側500m ①</li> <li>観光ルートの両側300m ③ (※ 国道158号、国道416号など)</li> <li>幹線道路の両側300m (※ 国道8号、国道27号など)</li> <li>都市公園、図書館などの周囲300m ④</li> <li>低層、中高層住居専用地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市のシンボルとなる自然景観区域範囲 (※ 足羽山・足羽川などの景観保全) ⑤</li> </ul>	禁止地域および特定制限地域以外の県内全域 (商業地域、工業地域、準工業地域など)
自家用 ○ (屋上×、広告板3m)	自家用 ○ (屋上2m、広告板5m)	自家用 ○ (屋上4m、広告板8m)	自家用 ○ (屋上5m、広告板8m)	自家用 ○ (屋上10m、広告板10m)
案内 × 設置禁止	案内 ○ (面積1㎡、高さ2m、2個)	案内 ○ (面積3㎡、高さ4m、2個)	案内 ○ (面積20㎡、高さ8m)	案内 ○ (面積30㎡、高さ10m)
一般 × 設置禁止	一般 × 設置禁止	一般 × 設置禁止	一般 ○ (屋上5m、広告板8m)	一般 ○ (屋上10m、広告板10m)
付加①	家屋連たん地域を廃止し、禁止地域における規制を強化		足羽山・足羽川から眺望できる屋上広告は不可	—
付加②	主要な信号交差点の周囲300mに一般および案内広告物を設置禁止 ⑥			

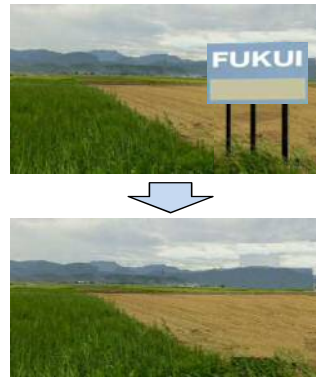


**ポイント①：北陸新幹線沿線の規制を新たに導入**

- 新幹線車窓からの良好な景観を保全するため、北陸新幹線が開通する前に沿線の屋外広告物を規制



- 【対象】：北陸新幹線 約30km**  
 ・新幹線延長約74 kmのうち、商業地域やトンネル区間を除く  
 (商業地域等：約1.1 km、トンネル区間約：約3.3 km)



**ポイント④：文化・教養施設周辺の規制を新たに導入**

- 図書館や都市公園など文化・教養施設の利用者に快適な公共空間を提供するため、施設周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】：文化・教養施設周辺 16箇所**  
 ・県管理の文化・教養施設 9箇所〔県立図書館、武道館など〕  
 ・大規模な都市公園 7箇所〔丹南総合公園、奥越ふれあい公園など〕

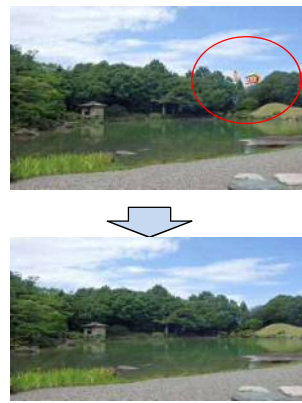


**ポイント②：観光地周辺の規制を新たに導入**

- 県を代表する自然・歴史を活かした観光地の魅力を高めるため、観光地周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】：主要観光地周辺 25箇所**  
 ・眺望景観の魅力を向上〔養浩館、丸岡城など〕  
 ・周辺景観の魅力を向上〔氣比の松原、白山平泉寺など〕



**ポイント⑤：足羽山・足羽川周辺の規制を新たに導入**

- 都市のシンボルとなる自然景観の魅力を高めるため、足羽山・足羽川周辺などの屋外広告物を規制

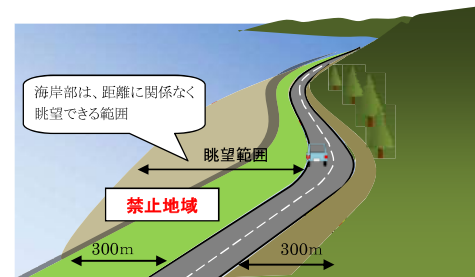


- 【対象】：足羽山・足羽川、西山公園周辺 3箇所**  
 ・足羽山・足羽川から眺望できる屋上看板は設置禁止  
 ・周辺景観に配慮し、屋外広告物の高さ、面積を規制強化



**ポイント③：観光ルートにおける規制を新たに導入**

- 観光客に良好な田園風景を提供するため、観光地周辺の道路や観光ルートにおける屋外広告物を規制

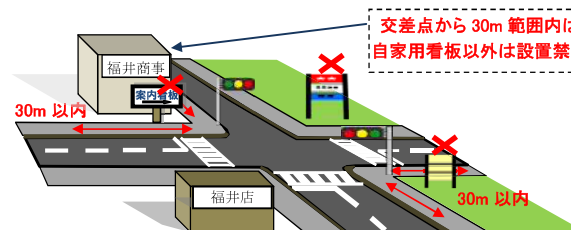


- 【対象】：新たに禁止する道路 36区間 (約390km)**  
 ・観光地周辺道路〔永平寺や平泉寺の周辺道路など〕  
 ・観光ルート〔国道158号や国道416号など〕の田園部



**ポイント⑥：信号機交差点周辺の規制を新たに導入**

- 信号機の視認性低下や脇見運転による事故を防止するため、信号機がある交差点周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】：信号交差点 618箇所**  
 ・国道と国・県・市道または県道と県道が交差する信号交差点  
 および事故危険交差点は一般、案内広告物は設置禁止



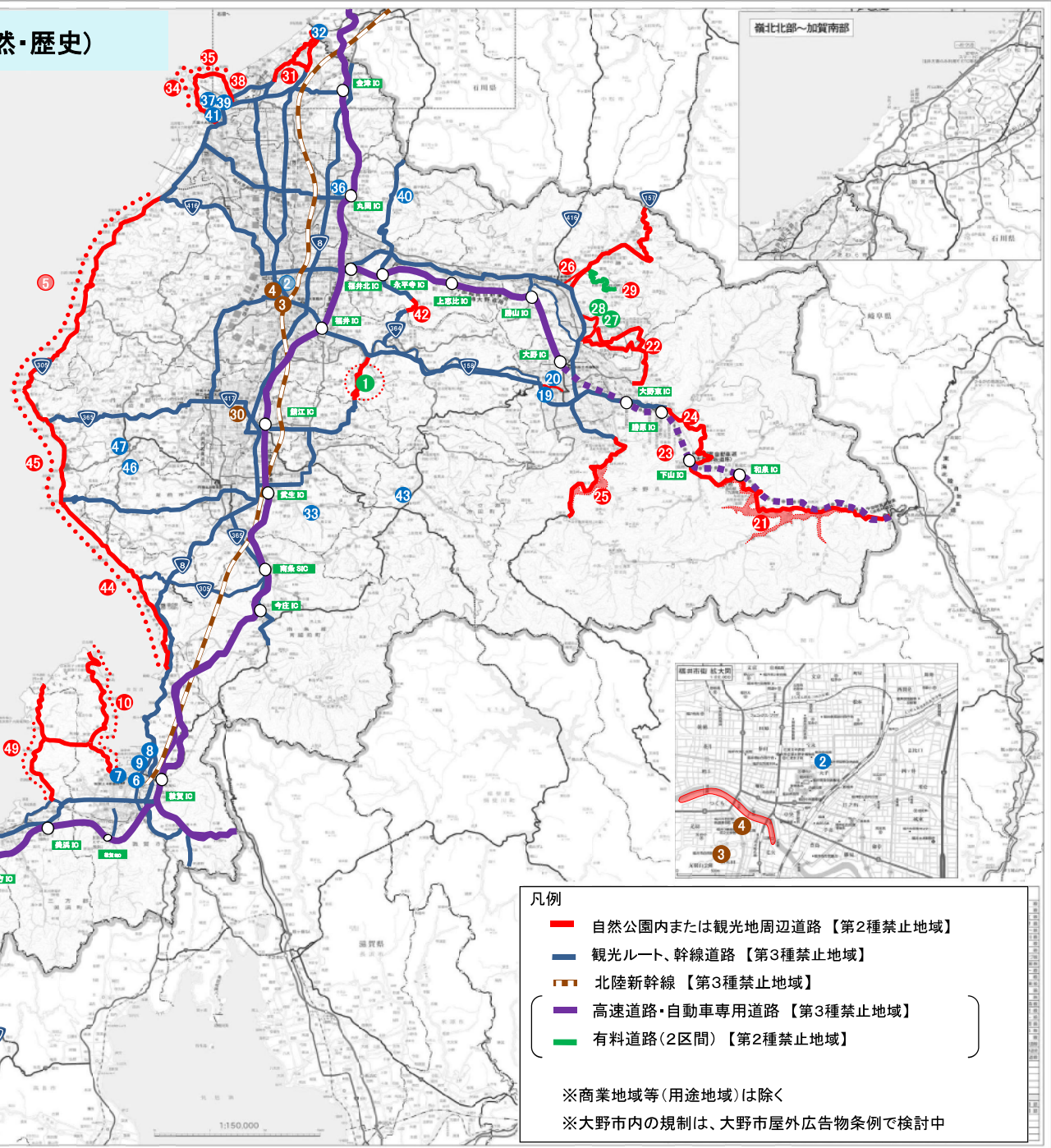


# 新たに屋外広告物を規制する観光地および道路(自然・歴史)

市町名	番号	観光地名	市町名	番号	観光地名
福井市	1	一乗谷朝倉氏遺跡	あわら市	31	北潟湖畔
	2	養浩館庭園	越前市	32	吉崎御坊跡
	3	足羽山の桜	坂井市	33	越前の里味真野苑
	4	足羽川の桜		34	東尋坊
	5	越前海岸		35	雄島、越前松島、荒磯遊歩
敦賀市	6	氣比神宮		36	丸岡城
	7	氣比の松原		37	瀧谷寺(湊町三国)
	8	金ヶ崎宮、金ヶ崎城跡		38	丸岡藩砲台跡
	9	赤レンガ倉庫		39	旧森田銀行本店(湊町三国)
	10	西浦海岸		40	坪川家住宅
小浜市	11	若狭蘇洞門		41	旧岸名家(湊町三国)
	12	三丁町(小浜西組)	永平寺町	42	大本山永平寺
	13	萬徳寺	池田町	43	堀口家住宅
	14	明通寺	南越前町	44	越前海岸
	15	妙楽寺	越前町	45	越前海岸
大野市	16	神宮寺		46	相木家住宅
	17	羽賀寺		47	越前陶芸村
	18	若狭国分寺跡	美浜町	48	三方五湖
	19	越前大野城		49	水晶浜
	20	大野まちなか観光	高浜町	50	城山公園(明鏡洞)
勝山市	21	九頭竜湖		51	青葉山
	22	六呂師高原	若狭町	52	熊川宿
	23	荒島岳		53	三方五湖
	24	九頭竜峡		54	若狭瓜割名水公園
	25	真名峯・真名姫湖		55	常神半島
鯖江市	26	恐竜博物館			
	27	白山平泉寺旧境内			● 史跡・名勝区域内 7箇所
	28	旧玄成院庭園			● 観光地周辺規制 25箇所
鯖江市	29	スキージャム勝山			● 道路沿いの規制 20箇所
	30	西山公園			● 足羽山・足羽川・西山公園周辺規制 3箇所

越前加賀海岸国定公園

若狭国定公園



- 凡例
- 自然公園内または観光地周辺道路【第2種禁止地域】
  - 観光ルート、幹線道路【第3種禁止地域】
  - 北陸新幹線【第3種禁止地域】
  - 高速道路・自動車専用道路【第3種禁止地域】
  - 有料道路(2区間)【第2種禁止地域】
- ※商業地域等(用途地域)は除く  
 ※大野市内の規制は、大野市屋外広告物条例で検討中